

第 370 回（定例）兵庫県議会 付託議案審査参考資料

【令和 7 年度関係】

第 30 号議案	使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・	2
第 41 号議案	兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・	4
第 42 号議案	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・	5
第 43 号議案	兵庫県立但馬やまびこの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・	6

第30号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

前回一斉改定（平成5年度）からの物価上昇を考慮し、以下の使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るため、所要の整備を行う。

- (1) 美術館使用料〔兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例〕
- (2) 歴史博物館使用料〔兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例〕
- (3) 人と自然の博物館使用料〔兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例〕
- (4) 考古博物館使用料〔兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例〕
- (5) 南但馬自然学校使用料〔兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例〕
- (6) 兎和野高原野外教育センター利用料金

〔兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例〕

- (7) 円山川公苑利用料金〔兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例〕
- (8) 奥猪名健康の郷利用料金〔兵庫県立奥猪名健康の郷の設置及び管理に関する条例〕

2 制定の概要

名 称	主なもの		
	区 分	現 行	改正案
美術館使用料	展示室使用料（土曜日、日曜日及び休日・13時～18時）	37,600円	41,400円
歴史博物館使用料	講堂使用料（13時～閉館）	8,400円	9,200円
人と自然の博物館使用料	ホール使用料（土曜日、日曜日及び休日・13時～閉館）	7,300円	8,000円
考古博物館使用料	講堂使用料（13時～閉館）	8,400円	9,200円
南但馬自然学校使用料	自然観察館使用料	500円	550円
兎和野高原野外教育センター利用料金	体育館利用料金（専用利用・13時～17時）	4,100円	4,500円
円山川公苑利用料金	大美術展示室利用料金（専用利用・1日）	4,700円	5,200円

奥猪名健康の郷利用 料金	体育館利用料金（専 用利用・13時～17時）	5,200円	5,700円
-----------------	---------------------------	--------	--------

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

使用料等の徴収等について必要な経過措置を定める。

第41号議案 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を改めるため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

学校教職員の定数を次のとおり改める（第1条関係）。

（単位：人）

区 分	現行定数	改正後 の定数	増 減	備 考
小学校 （義務教育学校の 前期課程を含 む。）	13,873	13,940	+67	児童数 194,651人→190,161人（△4,490） 学級数 8,789学級→8,839学級（+50） 学校数 562校→557校（△5）
中学校 （義務教育学校の 後期課程及び中 等教育学校の前 期課程を含む。）	7,787	7,803	+16	生徒数 95,355人→94,639人（△716） 学級数 3,406学級→3,410学級（+4） 学校数 254校（±0）
高等学校 （中等教育学校の 後期課程を含 む。）	7,720	7,670	△50	生徒数 91,240人→90,480人（△760） 学級数 2,201学級→2,182学級（△19） 学校数 137校（±0）
特別支援学校	3,585	3,610	+25	児童生徒数 5,520人→5,662人（+142） 学級数 1,353学級→1,371学級（+18） 学校数 42校（±0）
合計	32,965	33,023	+58	

3 施行期日

令和7年4月1日

第42号議案 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行により、児童生徒等に対する性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者に対し、教育職員免許状を再び授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないとされたことに伴い、同審査会の委員の報酬を定める等所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 報酬を支給し、費用弁償を行う委員会の委員等に教育職員免許状再授与審査会の委員を追加する（第1条関係）。
- (2) 教育職員免許状再授与審査会の委員に係る報酬の額及び旅費の額として、次のとおり定める（別表第1及び別表第2関係）。

別表第1（第2条関係）

区 分		報酬の日額
教育職員免許状再授与審査会	会 長	15,700円
	委 員	12,600円

別表第2（第8条関係）

区 分	旅費の額
教育職員免許状再授与審査会の委員	職員旅費条例中7級の職務にある者相当額

3 施行期日

令和7年4月1日

第43号議案 兵庫県立但馬やまびこの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が制定されたことを踏まえ、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、学校に出席しない又はすることができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く。）にある児童生徒が社会的に自立することができるよう支援する旨を兵庫県立但馬やまびこの郷（以下「やまびこの郷」という。）の設置の目的に規定する等、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) やまびこの郷における支援の目標を学校生活に適応することができることから社会的に自立することができることに改める（第1条関係）。
- (2) やまびこの郷の業務の内容を学校生活への適応性の向上に関するものから、児童生徒の社会的な自立を目指す取組に関するものとする（第3条関係）。

3 施行期日

令和7年4月1日